

昭和四十九年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、その日に当り、翌日休む)

目次

◇選管告示 参議院地方選出議員の選挙において開催する立会演説会の日及び会場並びに立会演説会における演説の順序

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第七十四号

昭和四十九年七月七日執行の参議院地方選出議員の選挙において開催する立会演説会に参加の申出のあつた候補者について、その者の演説することのできる立会演説会の日及び会場並びに各立会演説会における演説の順序を公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百五十六条の二第二項及び第四項の規定により次のとおり決定したので、同法同条第五項において準用する同法第百五十六条第五項の規定により告示する。

昭和四十九年六月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

日	時	会	場	演説の順序		
六月十八日	十三時三十分	鳥取市	鳥取市民会館	北尾	裏坂	石破
〃 十九日	十三時三十分	岩美町	岩美町中央公民館	石破	北尾	裏坂
〃 二十日	十三時三十分	郡家町	中央中学校	石破	北尾	裏坂
〃 二十日	十九時三十分	若桜町	若桜中学校	北尾	裏坂	石破
〃 二十一日	十九時三十分	智頭町	智頭町総合センター	裏坂	石破	北尾
〃 二十二日	十九時三十分	鳥取市	遷喬小学校	石破	北尾	裏坂

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】

〃 二日	七月一日	〃 三十日		〃 二十九日	〃 二十八日	〃 二十七日	〃 二十六日	〃 二十五日		〃 二十四日	〃 二十三日
火	月	日		土	金	木	水	火		月	日
十九時三十分	十三時三十分	十九時三十分	十三時三十分	十九時三十分	十九時三十分	十九時三十分	十九時三十分	十九時三十分	十三時三十分	十九時三十分	十三時三十分
米子市	日南町	日野町	西伯町	境港市	米子市	名和町	東伯町	倉吉市	三朝町	東郷町	気高町
明道小学校	日南町中央公民館	根雨公会堂	西伯町中央公民館	境港市市民会館	米子市公会堂	名和町老人福祉センター	東伯町中央公民館	倉吉福祉会館	三朝町山村開発センター	桜小学校	気高町町民体育館
石破	裏坂	北尾	石破	裏坂	北尾	石破	裏坂	北尾	石破	裏坂	北尾
北尾	石破	裏坂	北尾	石破	裏坂	北尾	石破	裏坂	北尾	石破	裏坂
裏坂	北尾	石破	裏坂	北尾	石破	裏坂	北尾	石破	裏坂	北尾	石破